

(介護予防)訪問看護契約書

様（以下、「利用者」という）と公益社団法人地域医療振興協会（以下「事業者」という）は、事業者が提供する伊豆今井浜病院訪問看護ステーションの(介護予防)訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

(契約の目的)

第 1 条 事業者は利用者に対して、介護保険法等関係法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように適正な(介護予防)訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを目的とします。

(契約期間)

第 2 条 この契約期間は令和 年 月 日から介護認定満了の日までとします。

なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。

※入院・入所等で 3 ヶ月以上ご利用がない場合は、相談の上契約を終了させていただきます。

(訪問看護の内容)

第 3 条

- ① 事業者は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書および居宅(介護予防)サービス計画書に沿って、(介護予防)訪問看護計画書(以下「訪問看護計画」という。)作成し、利用者およびその家族に説明し同意を得ることといたします。
- ② 利用者は訪問看護計画に沿ったサービスを利用します。
- ③ サービスの内容、利用回数等は利用者との合意により変更できます。
事業者は、利用者から(介護予防)訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第 1 条の規定に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り変更し、変更内容を反映した訪問看護計画を作成し、利用者およびその家族に説明し同意を得ることといたします。
- ④ 訪問看護（リハビリ）サービスの提供に急な変更等がある場合、事業者が当日または事前に利用者へその旨を連絡致します。

(訪問看護の利用料)

第 4 条

- ① 利用者は介護保険法等関連法に定める料金を請求から 30 日以内に支払います。
- ② 事業者は利用者に料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
- ③ 事業者は法改正、経済状況の著しい変化等やむを得ない事由が発生し料金に変更がある場合は、利用者に事前に説明し同意を得ます。利用者は法改正、経済状況の著しい変化等やむを得ない事由が発生し利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対し文書で通知し契約を解約することができます。
- ④ 事業者は、介護保険法等関連法の適用を受けない(介護予防)訪問看護サービスがある場合は、あらかじめその利用料について説明し同意を得ます。

(利用料の滞納)

第5条 利用者が正当な理由なく利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお払われない場合は契約を破棄する旨の催告を行ったうえ、利用者担当の介護支援専門員・市町村等との協議を経て契約の解除をします。

- 2 事業者は利用者の利用料支払いに滞納がある場合であっても、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことは行いません。

(契約の解約)

第6条 利用者は、事業者に対し、5日間以上の予告期間においてこの契約の解除ができます。ただし、利用者の急病や急な入院の場合、事業者が正当な理由なく又はサービス提供拒否、守秘義務違反、背信行為がある場合は、予告期間を設けることなく即時解約ができます。

- 2 事業者は、利用者が正当な理由なく又は故意に指定(介護予防)訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させた場合、また常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしなないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断したときは1ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。ただし、契約を継続できないほどの利用者の背信行為の場合は、利用者を担当する介護支援専門員と連絡を取り、必要な措置を講じたうえで即時解約ができるものといえます。
- 3 その他解約をせざるを得ない状況が生じた場合。

(契約の終了)

第7条 次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。

- (ア) 利用者が死亡した場合。
- (イ) 利用者が入院、入所等で3か月以上後利用がない場合。
- (ウ) 契約を更新しない旨の申し出があった場合。
- (エ) 利用者から解約の意思表示があり、予告期間が満了した場合。
- (オ) 事業者から解約の意思表示があり、予告期間が満了した場合。
- (カ) 利用者が自立と認定された場合。

(賠償責任)

第8条 事業者は、(介護予防)訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合、利用者に過失がある場合はこの限りではありません。

- 2 事業者は訪問看護事業者賠償責任保険に加入するものといえます。

(サービス提供記録)

第9条 事業者は利用者へ提供したサービスの記録を作成し、サービス提供完了の日から2年間保存します。

(秘密保持)

第10条 事業者及びその従業員は、(介護予防)訪問看護を提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を守る事を義務とします。

- 2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。

- 3 事業者及びその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

(苦情対応)

第11条 事業者は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。

- 2 事業者は利用者又はその家族が苦情申し立て機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

(ハラスメント対策に関して)

第12条 事業者は、適切な本サービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

- (2) 利用者またはその家族等による従業員への身体的暴力、精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、双方の信頼関係が著しく損なわれ、改善する見込みがない場合、契約の解除等を行う場合があります。

(身体拘束に関して)

第13条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性…利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(虐待防止に関して)

第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知します
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待の防止のため指針を整備します。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親戚・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通

報します。

(6) 前五号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を配置します。

虐待防止対策担当者：高橋 典子

(非常災害対策に関して)

第 15 条 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

(2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3) 非常その他の緊急事態に備え、執るべき措置について事業継続計画を策定し、従業員及び利用者に周知徹底を図ります。従業員に対して定期的に研修、訓練を行います。

(感染症の予防及びまん延防止対策に関して)

第 16 条

(1) 感染対策委員会を設置します。

(2) 平常時の対策及び発生時の対応を規程し「感染対策の指針」を策定します。

(3) 「感染対策マニュアル」に沿って予防対策を講じます。

(4) 指定感染症の発生時において、事業継続計画を策定し、従業員及び利用者に周知徹底を図ります。従業員に対しても定期的に研修等を行います。

(5) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

(連携)

第 17 条 事業者は(介護予防)訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。

事業者は、当該契約の変更又は終了に際し速やかに利用者担当の介護支援相談員等にも連絡します。

(合意管轄)

第 18 条 本契約に係る一切の事項につき、訴訟の必要が生じた場合は利用者の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の管轄裁判所とします。

(契約外条項)

第 19 条 利用者及び事業所は信義誠実をもってこの契約を履行します。

本契約に規定のない事項については、介護保険法等関係法の規定を尊重し、利用者及び事業所の協議に基づき定めます。

以上の契約を証するため、本書を 2 通作成し、利用者および事業者が記名押印のうえ各 1 通を保有するものとします。

契約年月日 令和 年 月 日

ご利用者（又は代理人）

御住所 _____

御氏名 _____ 印

続柄（ ） _____

事業者 東京都千代田区平河町 2-6-3
公益社団法人地域医療振興協会
理事長 藤来 靖士
事業所 静岡県賀茂郡河津町見高 178 番
伊豆今井浜病院訪問看護ステーション
管理者 高橋典子 ㊞